

門真市第5次総合計画
平成28年度実施計画
策定方針



1. 策定の趣旨

本市のまちづくりの最上位計画である「門真市第5次総合計画」に示す将来都市像「人・まち“元気”体感都市 門真」の実現に向けて、6つの基本目標に位置付けられた基本施策に基づき実施する事業について、財源の確保と計画期間を定め、都市経営マネジメントシステムに則った効果的・効率的な事業展開を図るものとする。引き続き、人口減少社会に対応した持続可能な自律発展都市の形成を目的とした策定を行い、市民の幸福度の向上をめざすこととする。

28年度については、27年度において策定する「門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）に基づく、地方創生の観点も踏まえた実施計画とする。

2. 策定の基本的な考え方

I. 計画策定の視点

1. さらなる行財政改革の推進
2. 総合戦略に基づく人口減少への対応、定住の促進
3. PDCA サイクルを意識した事業展開

II. 推進施策について

- | | | |
|--|---|------------------------------------|
| 1. 重点施策
「教育の向上」
「まちづくり」
「産業の振興」 | 2. キーワード施策
「子ども」
「女性」
「コンパクトシティ」 | 3. 公民協働の推進と
地域における協働
促進施策の充実 |
|--|---|------------------------------------|

幸福度の向上

持続可能な自律発展都市の形成

I. 計画策定の視点

1. さらなる行財政改革の推進

- ① 本市の事業費は、類似団体と比較して規模が大きく、将来にわたり持続可能な市政運営を行うために、事業費総額を縮小する。
- ② 「選択と集中」によるコスト削減と戦略的な投資を行い、経常収支比率を引き下げ、弾力性のある財政構造への転換を図る。
- ③ 特に、新規事業については、むやみに計画策定を行わず、まず既存の類似事業を手法改善、事業統合できないか検討するなど、事業のスクラップアンドビルドを常に意識すること。
- ④ 引き続き実施する事業についても、事業費の抑制につながるよう、実施手法を見直し、委託化などによる改善を図る。

2. 総合戦略に基づく人口減少への対応、定住の促進

持続可能な都市形成のためには、人口減少社会においても一定の人口を維持するとともに、バランスのとれた年齢構成を実現するための事業展開が不可欠である。

このため、子育て環境の充実やコンパクトな市域に複数ある鉄道駅周辺エリアの高度利用も視野に入れたまちづくりにより都市の魅力を高めるとともに、積極的な情報発信などによるイメージの向上を図り、若い世代の呼び込み、定住の促進を意識した計画とする。

3. PDCA サイクルを意識した事業の展開

- ① 事務事業評価、施策評価を実施することで、P（計画策定）D（事業実施）C（評価）A（改善）サイクルによる効果的な事業展開を図る。
- ② ステップ1「事業担当課評価」、ステップ2「市民ご意見番による市民アンケート評価」、ステップ3「内部事業評価委員会による評価」の3ステップによる、事務事業の方向性を踏まえ事業の実施方針を示した計画策定を行う。
- ③ 市民と学識経験者で構成される施策評価委員会ワーキンググループによる、施策の進捗度・達成度の評価を計画策定段階において反映することで、中・長期的な施策レベルにおける改善を図る。

Ⅱ. 推進施策について

持続可能な自律発展都市の構築

1. 重点施策

人口減少社会に対応した持続可能な自律発展都市の形成に向けて、「教育の向上」「まちづくり」「産業の振興」の3本柱を重点的に推進しており、引き続き、効果的・効率的な施策展開を進める計画とする。

2. 「キーワード」施策

3本柱の重点施策に加え、「子ども」「女性」「コンパクトシティ」をキーワードとした施策を推進する。このことから、新規・既存事業問わず、「子ども」「女性」「コンパクトシティ」に係る施策の充実を図る計画とする。

*コンパクトシティ…市域が小さくまとまり、大きな起伏がなく平坦な地形であるとともに、コンパクトな地域コミュニティである本市の特性を活かし、「小さいまち」を利点ととらえ、「小さいまち」だからこそできる施策を展開する。

【例：水路敷有効活用事業、公共下水道整備事業】

3. 公民協働の推進と地域における協働促進施策の充実

- ① 門真市自治基本条例の理念に基づき、公民協働を市のあらゆる施策の基軸に置いたまちづくりを推進する計画とする。
- ② 「地域力」「市民力」の向上を目的に、市民、NPO、事業所等多様な主体と市役所の相互の長所を活用し、また、短所を補い効率的な事業を実施する計画とし、「地域会議」の結成・運営及び事業に対する財源配分を行う。

3. 事業計画の位置付け

事業計画は、第5次総合計画に掲げるまちづくりの基本目標を達成するために策定される実施計画の構成要素となるものである。

事業実施の指針となる実施計画を策定していく上で、事業計画において採択された事業が総合計画の施策体系別に分類され、向こう3か年の計画期間を持った実施計画となるものである。

4. 事業の採択について

《Ⅰ. 新規事業計画の採択の考え方》

- ① 新規事業については、重点施策である「教育の向上」「まちづくり」「産業の振興」の実現を図る上で、既存事業について見直しを行い、効果の高い事業を重点として採択することとする。

また、「子ども」「女性」「コンパクトシティ」のキーワード施策及び公民協働施策を充実させる事業にも重点を置くとともに、市の魅力を高め、新しい住民層を取り込める等、人口減少社会に対応した事業については、平成28年度に新設される予定の地方創生に係る新型交付金を有効に活用できる範囲で、優先的に採択することとする。

なお、計画の策定にあたっては「2. 策定の基本的な考え方」を踏まえて、策定すること。特に新規事業は、スクラップアンドビルドを徹底すること。

- ② 上記①以外の施策に該当する事業で、社会経済情勢及び法制度改正等を受けて早急に実施しなければならない事業についても「2. 策定の基本的な考え方」を踏まえて、策定すること。

《Ⅱ. 既存事業計画の採択の考え方》

- ① 既存事業については、積極的な事業の見直しを図り、実施方法を変更するなどにより効果を高め、コスト縮減につなげるものとする。なお、公民協働による事業に変更可能な場合については、公民協働課との調整を十分に行うこと。
- ② 既存事業の必要性・目的・現状の効果を再確認し、市民にとっての満足度を高めることができる事業として、策定すること。

5. 基本目標と計画期間

第5次総合計画の6つの基本目標及び59の基本施策に基づき、体系的に分類し、策定を行う。平成28年度実施計画の計画期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とする。

6. 策定スケジュール

実施計画策定のスケジュールは下記のとおり

実施計画策定スケジュール	
事業計画提出締切	10月2日（金）
各課ヒアリング	10月6日（火）～
事業課要求額の公表	12月下旬
総合政策部長内示 〔政策的経費の内 新規事業：事業採択 既存事業：予算内示〕	1月6日（水） （予定）
総合政策部長査定 （政策的経費及び経常経費）	1月7日（木）～1月18日（月） （予定）
総合政策部長内示 （政策的経費及び経常経費）	1月19日（火） （予定）
総合政策部長内示の公表 （政策的経費及び経常経費）	1月下旬
市長査定 （政策的経費及び経常経費）	1月20日（水）～1月28日（木） （予定）
市長内示 （政策的経費及び経常経費）	1月29日（金） （予定）
市長内示の公表 （政策的経費及び経常経費）	2月上旬
実施計画策定・公表	3月下旬

総合政策部長内示は2段階で構成しており、第1段（1月6日予定）の内示において、新規事業については事業採択の可否のみ、既存事業については予算内示を含めた事業採択とする。

その後、第2段（1月19日予定）の総合政策部長内示において、市全体の予算である

政策的経費及び経常経費を勘案し、財源確保の見通しを立てた内示を実施し、新規事業に対する予算内示を行うものとする。

なお、計画策定過程の「見える化」を図るため、事業計画から実施計画へと確定する過程を随時公表する。

【参考】実施計画の「見える化」を図る公表イメージ

1) 事業課要求額の公表（平成 27 年 12 月下旬）

事業計画として各担当部局から提出、予算要求された事業の内容について公表する。

2) 総合政策部長内示の公表（平成 28 年 1 月下旬）

1) で公表された各事業における総合政策部長査定額を公表する。

3) 市長内示の公表（平成 28 年 2 月上旬）

1) 及び 2) で公表された各事業における市長査定額を公表する。

【公表例(平成 27 年度事業)】

平成27年度事業計画

【採択事業】

保健福祉部											平成27年1月30日					単位:千円	
番号	総合政策部長 査定額	市長 査定額	事業名	所属名	種別	事業 開始 年度	事業概要	26年度 当初予算	27年度 要求額	総合政策部長 査定額	市長 査定額	財源内訳					
												一般財源	特定財源				
												国庫支出金	府支出金	県費等交付金 等	市債	その他	
1	採択	採択	障がい者福祉センター等事業 (個別機能強化)	福祉増進課	新規	H 27	県内稼働で実施している一般稼働を個別稼働として門真市内の実施及増機費を実施する。	—	5,408	5,394	5,394	5,394	0	0	0	0	0
2	採択	採択	障がい者高齢福祉センター運営事業	障がい福祉課	既存	H 26	障害者総合支援法に定める障がい者(児)(身体・知的・精神・障害等の障がい者(児))に対し、地域の福祉支援の中心的存在として総合的かつ専門的な福祉事業を行い、障がい者福祉の向上を図る。また、地域住民の福祉向上を図る。その他必要な支援を実施し、また関係機関とのネットワークを構築することにより、障がい者(児)の自立した生活及び社会生活の実現に向けた福祉支援体制の充実を図る。	1,169	10,548	9,894	9,894	2,475	4,946	2,473	0	0	0

【不採択事業】

総務部											平成27年度					単位:千円	
番号	総合政策部長 査定額	市長 査定額	事業名	所属名	種別	事業 開始 年度	事業概要	26年度 当初予算	27年度 要求額	査定額	市長 査定額	不採択理由					
1	不採択	不採択	田庁舎本館跡地改修事業	総務管理課	新規	H 27	田庁舎本館の跡地について、中町地区在宅市民館整備事業で計画されている「防災機能を有した公費」として整備するまでの間、活用を行う。	—	63,860	0	0	0	田庁舎跡地は中町地区整備事業により、「防災機能を有した公費」として整備される予定である。費用対効果を鑑み、平成27年度に一般財源を活用して当該事業を実施する必要性が乏しいことから不採択とする。				
2	不採択	不採択	人事評価制度システム導入事業	人事課	新規	H 27	人事評価制度の自己評価・目的設定から最終評価までの一連の流れをWebシステムを使用し、個人ごとのPC・パスワードでの管理等を行うことで人事評価制度の安全性を確保するとともに、人事評価制度運用にあたっての人事評価制度導入が人事課の業務負担軽減及び評価サイトのペーパーレス化を図る。	—	3,235	0	0	0	事業の必要性は認められるが、現時点においては人事評価に係る運用が完全には確定していないことをふまえると、平成27年度に必ず導入しなければならない必要性に乏しいと考えられることから、平成27年度事業計画としては不採択とする。				

4) 実施計画策定・公表（平成 28 年 3 月下旬）

1) ~ 3) で決定された各事業における実施計画を策定し、公表する。

※ 事業課要求段階から公表するため、各部局においては十分に内容を精査して事業計画の策定を行うこと

